

FAQ (2023/4/11)

1. 手続きの内容について

【全メニュー共通】

Q 1：相手先国がグループAの場合

グループA（ホワイト国）が相手先や出身国である場合も手続きは必要か

A 1：相手先国にかかわらず、「リスト規制」についての事前確認・審査等は必要です。一方、「キャッチオール規制」は相手先国がグループAの場合は不要です。

事前確認はリスト規制・キャッチオール規制いずれもの確認を兼ねているため、省略することはできません。

Q 2：研究内容等の変更の場合

共同研究や留学生等への指導において、研究の過程で手法を試行錯誤するのは常であるが、その都度手続きが必要か

A 2：研究テーマに変更がある場合には改めて手続きをお願いいたします。また、研究テーマに変更がない場合にも、提供する技術等に変更がありご不安な点等がありましたら手続きください。

Q 3：指導学生等が安全保障輸出管理の対象となる案件に主となり関わる場合

学生だけで海外で発表・デモンストレーションをする場合等、指導する学生等が安全保障輸出管理の対象となる案件に主となり関わる場合には、誰が手続きをするか

A 3：システムは本学IDを有する教職員のみ使用できます。指導担当教員等にて手続きをお願いします。

Q 4：本学における安全保障輸出管理対象機器・研究等

学内の装置リストや各研究室の研究テーマ等に基づき、手続きが必要な物品や研究を予め判断できないか

A 4：予め判断することは困難です。「リスト規制」においては品目だけでなく、その仕様や関連して提供する技術を、また「キャッチオール規制」においては提供相手先・用途等を複合的に判断するため、同じ品目・研究テーマであっても個別の案件ごとに判断は異なります。

【留学生・研究者受入】

Q 5：本学や経済産業省における審査結果が不許可となった場合

留学生について審査結果が不許可となった場合、受入できないということか

A 5：審査結果が不許可となった申請内容で受け入れることはできません。研究テーマ・研究内容等を変更し、再度審査をすることが可能です。

Q 6：1人の留学生等につき受入研究室が複数ある場合

2つ以上の研究室で研究を行うことになる場合はどのように手続きするか

A 6：研究テーマ等（システム入力項目のうち「提供内容」ページに記載する事項）が複数の研究室で共通する場合には、1件にまとめて手続きください。

異なる場合にはそれぞれ手続きが必要ですが、1件のみ全ての情報を入力し、その他については異なる情報のみを入力の上、その旨を「提供内容」ページの自由記述欄等にてお知らせいただくことでも結構です。

【出張（訪問・面談）】

Q 7：同じ相手先へ出張する場合

同じ相手先へ複数回出張する場合は、都度手続きをする必要があるか

A 7：最初の出張の前に一度手続きを行い、安全保障輸出管理上問題ないことが確認できれば、出張の都度手続きをする必要はありません。また、安全保障輸出管理の事前確認を一度終えている国際共同研究に関する出張につきましても、システム手続きを省略できます。

ただし、提供する技術が異なる場合には改めて手続きをお願いします。

【国際共同研究】

Q 8：共同研究において頻繁にデータ等をやり取りする場合

共同研究の場合には、関連データやサンプル等提供の機会が多くあるが、その都度手続きが必要か

A 8：共同研究を開始する際に手続きを行い、安全保障輸出管理上問題がないことを確認すれば、提供の都度手続きをする必要はありません。ただし、研究開始時に確認した内容に変更がある場合には、改めて手続きをお願いします。

Q 9：相手先が複数いる場合

共同研究で相手先の研究者（相手先機関）が複数いる場合はどのように手続きするか

A 9：相手先機関ごとに手続きをしてください。相手先に関する情報以外の情報が全て同じ場合には、1件のみ全ての情報を入力し、その他についてはその旨をメールでお知らせいただいても結構です。

【情報・技術提供】

Q10：研究室・実験室への訪問の場合①

研究室・実験室の訪問は予定のない場合も含め頻繁にあるが手続きが必要か

A10：公開されていない技術等に関してディスカッションしたり、機器等の試用や分析を伴う場合には手続きが必要です。なお、急な訪問の場合で事前確認等ができない場合にも、これらの点に留意の上、ご対応いただき、ご不安な点があれば訪問後にもご相談ください。

Q11：研究室・実験室への訪問の場合②

訪問する研究者や学生について、経歴等の入力が必要か

A11：留学生や研究員の受入（システムメニュー「留学生等受入」を使用）の場合には経歴等の入力が必要ですが、訪問や共同研究の一環で短期間来日し研究する場合等（システムメニュー「情報・技術提供」を使用）の場合には現在の所属のみ入力をお願いしています。

Q12：ソフトウェア

ソフトウェアは手続きの対象か

A12：自己使用に限るもの（ノートパソコンに搭載されているソフトウェア等）は手続きを省略することができます。ただし、ソフトウェアの内容や実装の状況により手続きが必要です。ソフトウェアであることをもって手続きを省略することはできません。

Q13：外国人高校生等への情報・技術提供の場合

留学生受入促進等のため外国人高校生に模擬授業を行うような場合は手続きが必要か

A13：授業内容は、「既に公開」されていて「不特定多数が入手可能」な情報や技術に関するものと想定されますので、手続きを省略できます。

【海外送付（輸出）】

Q14：共同研究の研究者等が帰国時に試料等を携行する場合

代表研究者が許可のうえ、共同研究等の一環で本学にて行った研究の中で用いた試料や研究成果有体物を帰国時に持ち帰る場合にも手続きは必要か

A14：手続きが必要です。持ち出し者は本学教職員に限りません。

Q15：研究成果有体物を送付する場合

研究成果有体物移転契約（MTA）でも似たような手続きを行うが、いずれも必要か

A15：研究成果有体物提供申請書を提出している場合には、システム入力は不要です。

2. その他

Q16：手続きに要する期間

システム入力・送信してから許可までどれくらいの期間を要するか

A16：学内審査、経済産業省による許可の可否により異なりますが、以下のとおり、最短で1週間、最長で2ヶ月ほどかかります。

- ・ 該非確認等要否回答：1週間
- ・ （該非確認等が必要な場合）該非確認・取引審査書提出～審査結果回答：2～3週間
- ・ （さらに経済産業省の許可申請が必要な場合）許可申請書類提出～経済産業省回答：3～4週間